

介護保険

40歳以上の方が保険料を負担し、介護が必要と認定された場合、費用の1割を支払い介護サービスを利用することができます。

【サービスを利用できる人】

- ① 65歳以上の人(第一号被保険者)
日常生活動作の中で介護が必要と認定された方。
- ② 40歳以上65歳未満の人(第二号被保険者)
老化が原因で以下の16種類の病気により介護が必要な状態と認定された人。

1,筋萎縮性側索硬化症 2,後縦靭帯骨化症
3,骨折を伴う骨粗鬆症 4,シャイドレガー症候群
5,初老期における認知症 6,脊髄小脳変性症
7,脊柱管狭窄症 8,早老症 9,糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
10,脳血管疾患 11,パーキンソン病 12,閉塞性動脈硬化症
13,慢性関節リウマチ 14,慢性閉塞性肺疾患 15,両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
16, がん(回復の見込みがない状態)

【サービス利用まで】

- ① 申請
サービスを利用するために「要介護認定」を受ける必要があります。
区役所に直接申請するか、指定の居宅支援事業所に申請を依頼します。(サービスを早急に利用したい場合は直接居宅支援事業所のケアマネジャーに相談した方が良い)
 - ② 訪問調査
役所より訪問調査員が派遣され日常生活動作などに関する82項目についての調査があります。
 - ③ 主治医意見書
役所から主治医へ意見書の依頼がされます。(ご家族が手続きする必要はありません)
 - ④ 介護保険認定審査会
②訪問調査と③主治医意見書をもとに、要介護度が決定します。
 - ⑤ 本人へ通知
1ヶ月以内に認定結果が通知されます。
- 要支援認定・・・要支援1、要支援2
要介護認定・・・要介護1～5
- ⑥ 担当するケアマネジャーを選定
本人・ご家族の希望で選定することになります。(わからない場合は地域連携福祉センターへご相談下さい)
 - ⑦ ケアマネジャーへ要介護度を連絡し、どのようなサービスを利用するか相談します。

⑧ サービス利用開始

【利用できる主なサービス】

訪問によるサービス

- ・ホームヘルプサービス
- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・訪問入浴

通所、入所して受けるサービス

- ・デイサービス
- ・デイケア
- ・ショートステイ

施設サービス・・・要介護認定の方のみ

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護療養型医療施設

その他の在宅サービス

- ・認知症対応型共同生活介護
- ・福祉用具(車椅子、ベッド、歩行器等)のレンタル
- ・福祉用具(ポータブルトイレ、入浴関連用品等)の購入費支給
- ・住宅改修費用の支給(手すり、床の段差解消等)

【利用料金】

サービス費用の1割を負担します。
それぞれのサービスごと、要介護度によって違いがありますので、詳しくはケアマネジャーなどにご確認下さい。